

整理番号	経一実行-2
------	--------

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	経済戦略局産業振興部計量検査所 (06-6577-5888)
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	大阪市特定計量器立入検査実施細則に基づく適正な計量の指導
関連する他局の名称	なし
概要	大阪市では、消費者保護の観点から、燃料油メーターなどの特定計量器を取引に使用している事業所に対して、適正な計量の実施の確保を図ることを目的として、計量法の規定に基づく立入検査を実施しています。 立入検査において、使用している特定計量器等に不適正が認められた場合は、当該事業所の責任者に対し、大阪市特定計量器立入検査実施細則に基づき適正な指導を行っております。
根拠となる要綱等	・大阪市計量立入検査実施要綱（大阪市計量検査所窓口にて設置） ・大阪市特定計量器立入検査実施細則
行政指導指針	[不適正計量器使用者に対する措置]（大阪市特定計量器立入検査実施細則第8条） 1 検査対象者 ①都市ガス供給事業者 ②水道事業者 ③電力供給事業者 ④燃料油取扱事業者 ⑤その他特定計量器を使用して取引・証明を行う事業者 2 対象計量器 タクシメーター、燃料油メーター（据付・稼動式）、液化石油ガスメーター、水道メーター、ガスメーター（都市・石油）、温水メーター、積算熱量計、電力量計 3 検査項目 ①管理台帳検査 ②検定等の有効期間 ③封印の状態 ④使用中検査 ⑤その他計量法及び規則に定める項目 4 不適正計量器の基準 ①検定の有効期限を経過している ②使用公差を超過している ③封印状態不良 ④その他計量法及び規則に定める項目 5 不適正計量器使用者に対する措置 ・不適正が認められた場合、その事業所の責任者から不適正にかかる現認書を徴収するとともに、不適正の程度等に応じ、段階的に以下の措置を講じる。 ①注意書を発行し、改善報告書の提出を求める ②事情聴取及び改善勧告書の発行 ③警告書の発行 ④公表、告発の検討
ホームページ	
備考	